

告示

埼玉県選管告示第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十九年十月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
医療法人壽鶴会 東武中央病院	医療法人壽鶴会 菅野病院 別館 (精神科)		埼玉県和光市本町二十八番一号